

建築制限の考え方と支援制度の提案

とどめる対策（住み続けるための対策）

宅地嵩上げ浸水対策促進事業

支援対象

「浸水危険区域」(災害危険区域)内の既存住宅

支援対象時期

住宅の改築(建て替え)および増築時

支援要件

想定水位以上に居室の床面を確保した構造とすること

支援内容

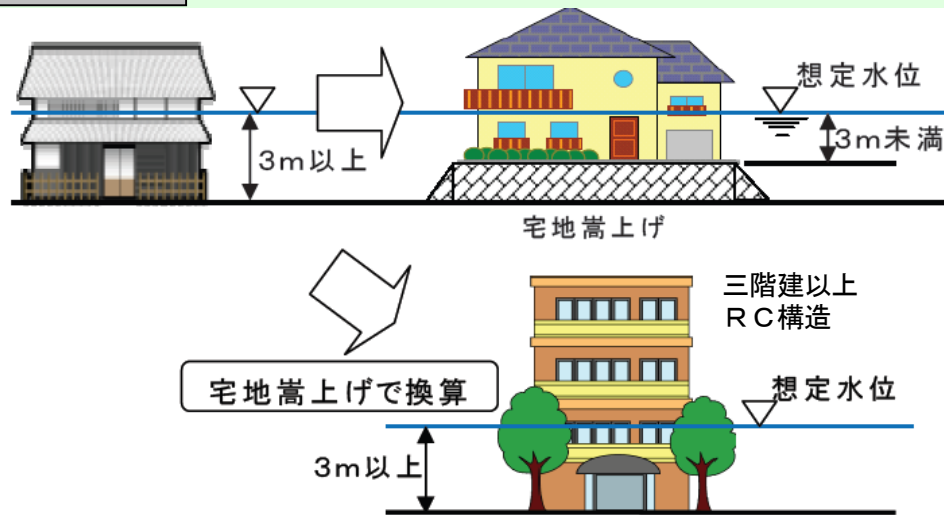
- ①地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事
- ②RC、ピロティ等工事の場合は①の嵩上げに換算

費用総額 (①または②の工事費)

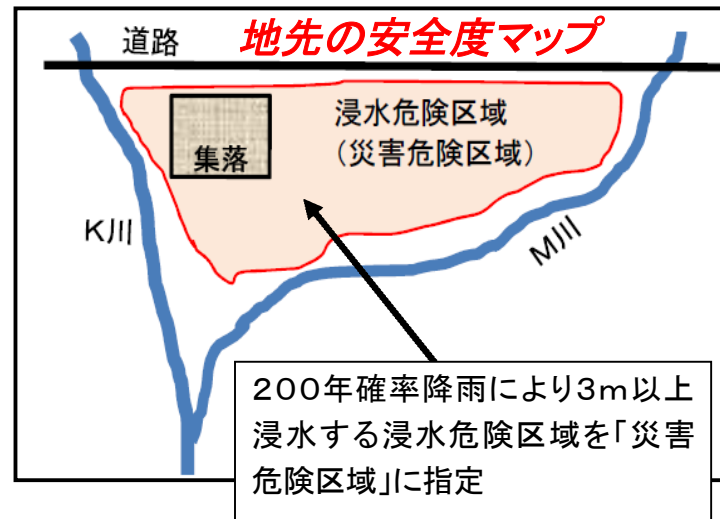
県	市町	建築主
1/2(上限 400万円)	1/4	1/4

- ★市町(水防管理者)が事業主体
- ★県・市町の支援による個人負担の軽減

■イメージ



嵩上げ



建築制限の対象

- A. 住宅の新築、改築(建替え)、増築
- B. 社会福祉施設等の新築、改築、増築

建築許可の基準

- (1) 想定水位以上に避難空間(二階以上に居住空間や屋上等)があること
- (2) 住宅の近くに安全な避難場所があること(社会福祉施設等は除く)



そなえる対策（安全に避難するための対策）

避難場所整備事業 (補助都市防災総合推進事業)

支援対象

「浸水危険区域」に対して有効な避難場所の新設(改築含む)

支援対象時期

「避難場所整備計画」が国に認可された時

事業採択要件

- ①国庫補助要件を満足
- ②避難施設設置基準(県策定)の要件を満足
- ③自主防災組織があり、避難警戒体制が確立
- ④避難場所が市町の地域防災計画に位置づけ

- ・地盤面が想定水位以上
- ・避難可能な距離
- ・収容可能な面積など

支援内容

- ①避難場所の整備工事(盛土、法面保護、階段、安全柵、トイレ倉庫等)
- ②公園遊具撤去復旧・新設
- ③計画、調査、設計等
- ④避難経路の整備

費用総額 (①~④の経費)

国	県	市町
1/2	1/4	1/4

- ★市町(水防管理者)が事業主体
- ★国・県の支援による市町の負担の軽減

■イメージ

